



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 大分銀行
 代表者名 取締役頭取 姫野 昌治
 (コード番号 8392 東証第一部、福証)
 問合せ先 取締役総合企画部長 兒玉 雅紀
 (097-534-1111)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

株式会社 大分銀行（頭取 姫野 昌治）は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、過去に株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更する理由

平成 26 年 6 月より新株予約権の割当ての対象者として、執行役員を加えることに伴い、必要事項を変更するものであります。

※平成 25 年度までの割当ての対象者：当行の取締役（社外取締役を除く）

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 株式会社大分銀行 第 1 回株式報酬型新株予約権（平成 24 年 6 月 26 日開催の取締役会決議）
- (2) 株式会社大分銀行 第 2 回株式報酬型新株予約権（平成 25 年 6 月 26 日開催の取締役会決議）

3. 変更内容

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">＜新株予約権の行使の条件＞</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">＜新株予約権の行使の条件＞</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p>

以 上